

## ○疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

- |                       |     |          |
|-----------------------|-----|----------|
| 1. 二以上事業所勤務被保険者の保険料登録 | P 1 | 整理番号 1   |
| 2. 定期保険料の調査決定及び納入告知   | P 2 | 整理番号 1   |
| 3. 還付請求               | P 3 | 整理番号 1   |
| 4. 被保険者賞与支払届          | P 4 | 整理番号 1～2 |
| 5. 滞納処分等に係る事務処理       | P 5 | 整理番号 1   |
| 6. 記録問題関係             | P 6 | 整理番号 1～3 |
| 7. その他                | P 8 | 整理番号 1～2 |

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	二以上事業所 勤務被保険者 の保険料登録	1	2年以上遡及 して二以上事 業所勤務被保 険者でなくな った場合の保 険料の取扱い について	昭和3年7月6 日保発第514号 昭和36年9月18 日保発第64号	<p>次の事例について照会します。</p> <p>&lt;事例&gt;                      当年金事務所の管轄区域内のA事業所とB事業所に勤務している被                      保険者は、A事業所を主とする二以上事業所勤務被保険者に該当して                      いました。しかし、本人からの調査依頼の結果、平成15年7月に遡っ                      て従たるB事業所の被保険者ではないことが判明し、記録訂正の後、B事                      業所には保険料の還付処理を行いました。A事業所の2年以上経過期                      間の保険料計算について照会します。</p> <p>なお、正しい標準報酬月額額の保険料（訂正後）と納付済の保険料（訂                      正前）には超過月（平成15年7月～平成16年8月）と不足月があり                      ますが、合計比較するとかなり不足が生じます。</p> <p>この場合、次のいずれの取扱いとすべきでしょうか。</p> <p>1. 2年以上経過期間の徴収はしないが、合計比較で不足が生じるため、                      超過月の還付もしない。</p> <p>2. 2年以上経過期間について徴収はしないが、超過月は還付の対象とす                      る。</p>	<p>不足月については、保険料の徴収権の消滅時効の起算日は保険料の                      納期限の翌日（「保険料其ノ他ノ徴収金ノ徴収権又ハ還付請求権ノ消滅                      時効起算日ニ関スル件」（昭和3年7月6日保発第514号））とされて                      いますので、納期限の翌日から2年を経過した場合、保険料を徴収で                      きません。</p> <p>一方、超過月については、保険料の徴収決定済額を更正減額したこ                      とにより生じた過誤納金に係る還付請求権の消滅時効の起算日は、当                      該処分をした日の翌日（「保険料等の還付請求権の消滅時効の起算日                      について」（昭和36年9月18日保発第64号））とされていますので、還                      付可能です。</p> <p>したがって、2年以上経過期間については徴収できませんが、超過                      月は還付の対象となります。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する 法令、条文		
	定期保険料の 調査決定及び 納入告知	1	保険料の徴収 時効及び厚生 年金保険法第 75条ただし書 について	<p>厚生年金保険法 第 18 条、第 27 条、第 31 条、第 75 条、第 92 条第 4 項 健 康 保 険 法 第 193 条第 2 項 厚年指 2010-266</p>	<p>1. 時効の完成の考え方について、時効完成日前までに届出がされていても、納入告知を行わない限り時効が完成するのか、完成日前までに届出が受付されれば時効が完成しないのか、ご教示願います。 2. 納入告知を行わず時効完成した場合でも、厚生年金保険法第 75 条ただし書により給付の対象となりますが、同条ただし書には「被保険者の資格の取得について第 27 条の規定による届出又は第 31 条第 1 項の規定による確認の請求があつた」とあります。 被保険者資格取得時の報酬の訂正があつた場合、また、被保険者報酬月額変更届や被保険者賞与支払届の場合は該当しないのでしょうか。</p>	<p>1. 保険料等の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する（健康保険法第 193 条第 2 項、厚生年金保険法第 92 条第 3 項）とされています。したがって、時効の更新は、届書の受付によるものではなく、納入告知書の送達により効力を有することになります。 そのため、時効完成日前に届出を受付していても、納入告知書が納付義務者に送達されなければ、時効は完成します。 2. 厚生年金保険法第 75 条ただし書は、被保険者資格取得届の他、被保険者資格取得時の報酬の訂正届、被保険者報酬月額変更届、被保険者賞与支払届についても、保険料等の納期限の翌日から 2 年を経過する前に届出があつたものであれば該当します。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答
			案件	照会に関連する 法令、条文 内容	
	還付請求	1	解散した厚生年金基金に加入していた期間の保険料還付について	<p>厚生年金保険法第 12 条</p> <p>年金受給手続きのため記録の確認を行ったところ、統合共済期間と厚生年金保険期間（平成 2 年 9 月及び 10 月）が重複していることが判明し、厚生年金保険期間の取消処理を行ったため還付又は充当処理がされました。</p> <p>この事業所は基金加入をしていましたが、現在既に解散しており、一般保険料率での保険料徴収となっています。（基金解散日：平成 14 年 7 月 26 日）また、厚生年金基金保険料原資については企業年金連合会に引き継がれています。</p> <p>今回取消した期間の厚生年金保険料を還付又は充当処理をする場合、1 種の保険料額と 5 種の保険料額のいずれの額になるのかご教示願います。</p>	<p>本件は、厚生年金基金が解散となる前であり、厚生年金基金の代行部分を除いた保険料額を徴収したと考えられます。事業所には、徴収した保険料額分（5 種）を還付又は充当してください。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問		回答
			案件	照会に関連する 法令、条文  内容	
	被保険者賞与 支払届	1	定年退職後継続再雇用日の前後に賞与の支払があった場合について	<p>厚生年金保険法第 24 条の 3 健康保険法第 45 条 平成 19 年 5 月 1 日 庁 保 険 発 第 0501001 号</p> <p>特別支給の老齢厚生年金の受給権者について、定年退職後継続再雇用日の前後に賞与の支払があった場合の算定方法について照会します。</p> <p>&lt;事例&gt; 12 月 10 日に 100 万円の賞与が支給され、12 月 20 日に定年再雇用により新たに資格を取得する被保険者について、『再雇用者については再雇用日の月末に手当てを支給する』という規定により、12 月 31 日（実際は 12 月 28 日）に賞与として 80 万円支給される予定です。 この場合に 12 月 10 日の賞与については、届出した上で厚生年金保険料は発生しないものと考えられますが、2 回目の賞与については、被保険者資格の取得・喪失後でも累計される健康保険法第 45 条による上限（540 万円）と同様に、1 ヶ月の上限の 150 万円を考慮し 50 万円の届出となるのでしょうか。又は、実際に保険料の発生しない 100 万円を除いた 80 万円で決定するのでしょうか。 厚生年金保険料、健康保険料それぞれの標準賞与額の決定について、ご教示ください。</p>	<p>特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、定年退職後継続再雇用される場合には、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格の喪失及び取得届を提出いただいているところです。 厚生年金保険料の算定に当たっては、厚生年金保険法第 24 条の 4 に基づき、月ごとの標準賞与額の上限が定められています。さらに、資格喪失月に支給された賞与は標準賞与額の決定対象とはならず、再取得後に支給された賞与をもとに標準賞与額を決定することになります。 健康保険料の算定に当たっては、健康保険法第 45 条に基づき標準賞与額の年度累計額の上限を超えないよう決定することが定められており、「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う標準賞与額にかかる事務の取扱いについて」（平成 19 年 5 月 1 日 庁 保 険 発 第 0501001 号）において、喪失月であっても被保険者期間中に支払われる賞与については、年度の累計額に算入することが明記されております。したがって、12 月 10 日に支給された賞与を含めて年度累計額の上限を超えるときは、年度累計額の上限を超えない範囲で決定することになります。</p>
	被保険者賞与 支払届	2	再取得後に支払われた賞与に係る保険料について	<p>健康保険法第 3 条、第 45 条、第 156 条 厚生年金保険法第 3 条、第 24 条の 3、第 81 条</p> <p>平成 22 年 6 月 1 日に資格喪失し、同年 7 月 1 日に同一適用事業所で再取得し、同年 7 月 10 日に賞与が支払われました。この賞与は、平成 22 年 7 月 1 日の再取得前の勤務実績に係るものですが、保険料賦課の対象となるかご教示願います。</p> <p>&lt;事例&gt; 平成 22 年 6 月 1 日 資格喪失 平成 22 年 7 月 1 日 再取得 平成 22 年 7 月 10 日 賞与支給（計算の基礎となる期間：平成 22 年 1 月 1 日から 5 月 31 日）</p>	<p>賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3 月を超える期間ごとに受けるものとされており、賞与支払月に被保険者が受けた賞与額に基づき標準賞与額を決定し、その月分の賞与に係る保険料を徴収します。 したがって、資格喪失月に支払われた場合を除き、被保険者期間中に支給された賞与であれば、その賞与が被保険者期間中の勤務実績により計算されたものであるか否かにかかわらず保険料賦課の対象となります。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	滞納処分等に 係る事務処理	1	払渡金領収書 に貼付する収 入印紙につい て	<p>収納事務等実施 要領第 33 条第 2 項第 4 号、同要領 （別記様式 15-2） 印紙税法第 2 条、 第 3 条、第 5 条 印紙税法基本通 達別表第 1 第 17 号文書</p>	<p>払渡金領収書は、印紙税法第 2 条及び同法別表第 1 第 17 号文書「売 上代金以外の金銭又は有価証券の受取書」に該当するものと考えます が、同表の非課税文書欄において、「1. 記載された受取金額が 5 万円未 満のもの」のほか、「2. 営業に関しないもの」と明記されていることか ら、払渡金領収書を作成するすべての者が収入印紙を貼付する対象とは なりません。 具体的には、商行為に該当しない医師、弁護士等（破産管財人を含 む）の行為、商行為を目的としない個人の行為や公益法人の行為は「営業 に関しないもの」として非課税文書となることから、払渡金領収書に収入 印紙の貼付は必要ないと考えますがいかがでしょうか。 また、「商行為を目的としない個人の行為」の判定にあたっては、配当 金（残余金）交付時の領収書作成は当該行為に該当せず、公売保証金返還 時の領収書作成は、入札書に記載された入札者の氏名（事業所名記載 の有無）によって判定することによいでしょうか。</p>	<p>営業に関しないものは非課税となりますので、この場合は、払渡金 領収書（収納事務等実施要領別記様式 15-2）の左上の欄に収入印紙を 貼付する必要はありません。 個人事業所において、事業を離れた私的日常生活に関するものは営 業になりませんので、この場合の配当金（残余金）に係る受取書につ いては、非課税と考えます。 公売保証金の返還に係る受取書については、入札書に記載された入 札者の氏名により、商行為であるか、そうでないかを判断するほか、 入札者に確認するなど、適正な処理に努めてください。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	記録問題関係	1	個人事業所の納付の特例等に関する公表について（事業主死亡の場合）	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条、第3条	<p>事業主死亡のため納付勧奨すべき対象者が存在しませんが、家族（配偶者・子）の連絡先は把握できているため、家族に対して納付勧奨を行うべきでしょうか。</p> <p>また、家族に納付勧奨を行わない場合は、「所在が不明等により勧奨できない場合」として6ヵ月後に公表を行うべきか、ご教示をお願いします。</p> <p>具体的な対象個人事業所は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の納付が履行されてない</li> <li>・事業主死亡後、事業を廃止している</li> <li>・家族（配偶者・子）の連絡先は把握できている</li> </ul>	<p>【納付勧奨について】</p> <p>厚生年金特例法第2条第2項において、「厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料（以下「特例納付保険料」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。」とあります。</p> <p>この「やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合」とは、個人事業主が廃業して当該個人の行方が不明な場合等を想定しているものであり、年金事務所での調査の結果、個人事業主の行方が不明（死亡の場合を含む。）等のやむを得ない事情がある場合は、納付勧奨を行う必要はありません。なお、単に資力が無い場合は「やむを得ない事情」には含まれませんので、納付の勧奨を行ってください。</p> <p>また、個人事業主の場合、法人事業所と異なり商業登記簿謄本等の客観的な資料の入手が困難であることから、個人事業主（故人）の家族等が事業や債権債務を引き継いでいることを確認できないケースが想定されますが、特例納付保険料の取扱いは、当該保険料が納付申出を行う前は任意納付の性格を有しているという点を除き、基本的に厚生年金保険法の考え方と異なるものではありません。従って、事業等を承継した可能性が疑われる親族等の所在を把握できる場合は、これらの方に対して承継の有無の確認及び厚生年金特例法の趣旨説明並びに公表に関する周知の意味合いを込めて連絡した上で、納付の勧奨を行うことは差し支えありません。</p> <p>【公表について】</p> <p>納付の勧奨ができない場合においても、公表は行う必要があります。その理由としては、公表を行う目的が特例納付保険料の納付を促進させる趣旨だけでなく、後に国庫負担が行われるため、対象の事案について厚生労働大臣及び日本年金機構が講ずる措置の結果を納税者たる国民に対してお知らせする側面も有しており、厚生年金特例法上公表に係る義務が課せられているためです。</p> <p>また、厚生年金特例法第2条第9項において、「国は、毎年度、…次条の規定による公表を行ったときにおいて、…、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。」とあり、公表を行った上で国庫負担を行うこととされています。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
	記録問題関係	2	厚生年金特例法による納付勧奨について	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条	<p>A年金事務所にて受付されたあっせん事案の対象事業所が、現在はB年金事務所に移管（現存）されていますが、記録訂正の対象となる期間当時の管轄はC年金事務所です。</p> <p>マニュアルに基づくと、あっせん事案を受付したA年金事務所にて記録訂正を行い、新所在地を管轄するB年金事務所にて納付勧奨状の作成以降の処理を行う取扱いとなります。</p> <p>一方、喪失被保険者ファイル等の管轄外入力制限が解除された際、平成21年10月2日社会保険庁年金保険課から各事務局あてに送付されたメールで厚年特例法対象事案に関する管轄変更時の取扱いが示されていますが、その中で「従前どおり、事業所管轄の事務所において記録訂正を行う」とされています。これに基づくと、記録訂正対象期間の管轄事務所であるC年金事務所が記録訂正を行い、また「従前どおり」の取扱いであれば、記録訂正事務所において納付勧奨を行うこととなります。</p> <p>マニュアルの内容とメールで示された内容が異なっていることから、本部へ照会いたします。</p>	<p>厚生年金特例法における納付勧奨については、従前どおり、「記録訂正事務所」が行ってください。</p> <p>その理由としては、一定の年金事務所にて作業が集中する可能性があること、また、管轄外入力制限の解除は「当分の間」とされており、恒久化されたものではなく、仮に再度規制することになった際は、当時の管轄年金事務所であれば入力できなくなること等によるものです。</p> <p>なお、何らかの事情により受付事務所にて管轄外の記録訂正を行った場合は、引き継ぎ漏れ等の事務処理誤りを防ぐため、当該受付年金事務所が記録訂正事務所として納付勧奨を行い、遅滞なく納付申出書等を調査決定及び納入の告知を行う年金事務所に移管してください。</p>
	記録問題関係	3	海外在住の納付勧奨対象者への対応について	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条	<p>調査の過程で、納付勧奨対象者が海外にいることが判明した場合、納付勧奨は、海外在住者についても、国内在住者と同様の方法で行うべきでしょうか。また、本人より納付の申出があった場合の事後の取扱いをご教示願います（調査決定及び納入告知をどこの事務所がどのように行うかなど）。</p>	<p>特例納付保険料に係る納付勧奨については、厚生年金特例法第2条第2項及び第4項において、所在が不明等のやむを得ない場合を除き、勧奨することとされていますので、元役員等の所在が確認できた場合は、それが海外であっても勧奨を行ってください。なお、納付勧奨は「記録訂正を行った年金事務所」が行ってください。</p> <p>次に、当該役員等から納付の申出があった場合は、原則として「記録訂正を行った年金事務所」が引き続き調査決定及び納入の告知等を行ってください。</p> <p>その理由としては、厚生年金特例法施行令等において、管轄は当該役員の日本における最後の住所地又は当該事業所が所在していた場所とする旨が定められているところですが、「当該役員の日本における最後の住所地」の年金事務所にて納入の告知等を行うとすると、記録訂正事務所から事業所の移管を行うなど業務が煩雑になるほか、移管漏れ等の可能性も起こり得る上、「当該事業所が所在していた場所」は「記録訂正を行った年金事務所」と一致することから、年金事務所内の事務処理の引継ぎや徴収担当部署での内容の把握等が円滑に進むと考えられるためです。</p> <p>また、納入告知後における当該役員の特例納付保険料の納付方法については、当該役員ごとに個別の事情が存在すると想定されることから、納付可能な方法（例えば、一時帰国時に納付する。日本国内における協力者による納付など）をご検討の上、別途協議していただくようお願いいたします。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 徴収）

掲載日	区分	整理番号	質問			回答
			案件	照会に関連する法令、条文	内容	
	その他	1	事業所の合併に伴う同月得喪の保険料について	厚生年金保険法第19条、第81条 健康保険法第155条、第156条	<p>A事業所はB事業所と2月24日に合併し、事務手続上はB事業所を存続事業所としています。</p> <p>A事業所で2月1日に被保険者資格取得していた方がおり、事務処理上2月24日付でA事業所の被保険者資格喪失のうえ、同日付でB事業所の被保険者資格取得をしましたが、A事業所には、同月得喪による厚生年金保険料及び健康保険料が発生しました。</p> <p>通常同月得喪処理の場合、厚生年金保険料はB事業所における1ヵ月分の保険料納付となり、健康保険料については、それぞれの事業所で保険料納付しなければなりません。</p> <p>本件の場合、手続き上A事業所の資格喪失の手続きはしているものの、その理由は、事業所の合併によるものであり、合併により事務手続上残した事業所と本人の使用関係は合併以前より継続しているものとは考えられないでしょうか。健康保険料はそれぞれの事業所で保険料納付しなければならないのでしょうか。</p>	<p>健康保険法施行規則第20条及び厚生年金保険法施行規則第13条の2において、適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、適用事業所全喪届を提出しなければならないとされています。</p> <p>合併とは、2個以上の会社の間の契約により、その当事会社の一部（吸収合併の場合の消滅会社、本事例においてはA事業所）又は全部が解散・消滅するものであることから、適用事業所の廃止に当たるため、合併日をもって、合併前事業所（A事業所）における資格を喪失し、同日付で合併後の事業所（B事業所）にて資格取得することになります。よって、健康保険料はそれぞれの事業所で納付していただくこととなります。</p>
	その他	2	共済組合と厚生年金保険被保険者期間重複に係る保険料等の還付について	厚生年金保険法第12条 健康保険法第3条第10項、第200条第1項、第202条 児童手当法第20条第1項	<p>昭和61年4月以降において、共済組合と厚生年金保険被保険者期間が重複した場合については、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正することになっています。</p> <p>それらの期間に係る還付処理について、厚生年金保険料は還付は可能と考えますが、次の事項についての還付の可否及びその根拠条文をご教示願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当拠出金</li> <li>2. 健康保険料</li> </ol>	<p>1. 子ども・子育て拠出金（平成27年3月までは児童手当拠出金）の還付について</p> <p>子ども・子育て支援法（平成27年3月までは児童手当法）第20条において、子ども・子育て拠出金の徴収及び納付義務が規定され、同法第22条第1項において、「拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。」と徴収方法が定められていることから、厚生年金保険料を還付する場合は、子ども・子育て拠出金も還付します。</p> <p>2. 健康保険料の還付について</p> <p>健康保険法第3条第10項で「この法律において「共済組合」とは、法律によって組織された共済組合をいう。」と規定されています。また、同法第200条第1項（共済組合に関する特例）で「…この法律による保険給付は行わない。」と規定され、同法第202条で「…保険料を徴収しない。」と規定されていることから、健康保険料も還付します。</p>